

「中国若手行政官等長期育成支援事業」 実施要項（案）の審議の結果報告

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

- 外務本省による業務であり、中国の若手行政官等を我が国の大学に原則 2 年間留学生として受け入れ親日派・知日派を育成し政府レベルの相互理解の増進を図るもの。
- 平成 24 年度より実施しており（以前は ODA 事業として実施）1 事業 4 年サイクルとし 1 年目は選考、2・3 年目は受け入れ、4 年目は帰国後の同窓会活動の支援等を行う。
- 公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表において選定。
- 財団法人による 1 者入札が続いており競争性に課題。【参考資料：契約状況等の推移】

〈以下資料 9-2〉

2. 入札参加資格等について

- 過度な入札参加資格要件を設定していないか。【P4, 5, 30, 31, 78】
 - ・ 中国政府と協力して事業を行った経験
 - 中国政府及び中国政府関係機関と協力して事業を行うことが出来る能力 へ緩和
 - ・ 中国からの長期留学生（1 年以上）受け入れ事業に従事した経験
 - 中国から本事業に類似する留学生受け入れ事業等を実施した経験 へ緩和
 - ・ 総括担当者：過去に中国以外の国からの留学生受け入れ事業において、事業管理者として 通算 1 年以上 事業に携わった経験を有していること。
 - 副総括担当者：過去にいずれかの国からの留学生受入事業において、事業担当者として 通算 1 年以上 事業に携わった経験を有していること。
 - 通算 1 年以上を削除
- グループ入札可、概算払可。【P8, 24, 41, 56】

3. 審議における主な指摘及びその回答

- ①実施要項には外務省としての政策の大義部分が記載されている。受託業者が実際に行う業務はあくまでも当該業務の補助的部分であり業者がその大義部分を行うわけではないので記載を改めるべき。
 - ⇒ 既存の業務目的に以下文書を追加、「民間事業者においては、日本政府が掲げる上記目的の達成に向け、中国の若手行政官等が学位の取得のみならず、語学や日本の文化・経済・社会等をより深く理解することができるプログラムを企画・運営することを目的とする。」
 - 【P3, 28, 76】
- ②従来の実施状況、経費等の内訳が分からなければ新規参入業者にとって積算が困難である。
 - ⇒ 従来の実施状況に関する契約額、人数状況を追記。
 - 入札者の見積書作成に当たっては、平成 28 年度の会計報告書（平成 28 年度 1 年目、平成 27 年度 2 年目、平成 26 年度 3 年目、平成 27 年度 4 年目）及び定型の見積書フォー

マツト（大学費用や歓迎会費用など事業者では判断出来ない金額は外務省が金額を指定する。）を提供することとする。【P13, 79, 89～105】

③入札価格の中における固定経費（奨学金、入学金・・・）は除外したうえでの価格競争に付すべき。

⇒入札に当たっては、奨学金、入学金等の固定経費は、外務省が指定金額を記載し、事業者ごとに金額に差が生じないように配慮する。【P89～】

④幅広く受託可能業者を調査した上で応札するよう声かけをすべき。

⇒入札公告時に過去に説明会に参加したことのある民間事業者への声掛けを検討する。

⑤加算点部分の比率が高いと従来業者の有利になる傾向があるので、今一度公平な競争となるような配分になるよう精査すべき。

⇒具体的な評価項目を追記し、別紙9を差し替える。【P50】

4. パブリックコメントについて

平成29年11月22日から11月28日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、三者から意見等が寄せられたが、そのうち一者については、今回の意見募集とは関係のない意見であり、また、他の一者については、既に対応済みの内容に対する意見のため、修正は行っていない。残りの一者については、技術的な修正が必要な御意見であったため、修正を行っている。